

平成 18 年度 第3回宇都宮市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事録

日時 平成 18 年 10 月 24 日(火)

午後 1 時半～3 時

場所 市役所 14C 会議室

【出席者】伊達悦子委員（分科会長），瀬尾充男委員（職務代理者），
杵渕広委員，安納ミヤ子委員，直井克仁委員，齋藤誠一委員，
加藤佳子委員，石嶋勇委員，内田貞子委員，今井恭男委員，
本間直子委員

【事務局】高橋（利）課長，上野主幹，高橋（充）課長補佐，君島企画係長，上岡児童育成グループ係長，高橋（と）保育係長，鈴木総括主査，加藤主任

【欠席者】石嶋勇委員，内田貞子委員，今井恭男委員

【傍聴者】なし

発言者	進行内容
児童福祉課長補佐	会議次第「1 開会」
伊達分科会長	会議次第「2 議事 入所基準の見直しの具体的な内容について」 入所基準案について事務局より説明。
事務局	(事務局より説明)
齋藤委員	保護者の状況で見ていく，という保護者とはどのような組み合わせになるのか。
事務局	父母それぞれを指数化し，その合計になる。 ひとり親世帯については 10 点加えている。
杵渕委員	農業は居宅内労働となっているが，19 年度から集落営農，4 ヘクタール以上では認定農業を勧めており，農業形態そのものが変わってきている。 集落営農では，1 つの営農組織の中で，各農家が従業員として働くことになる。 その場合，居宅内として扱えるのか，精査しておく必要があると考える。
本間委員	集落営農が出たが，遠い場所の土地を預かったり，転々としながら耕作している人もいる。
事務局	今回の見直しの視点の中で，拘束の度合いで指数化した。会社で何時から何時まで勤務する，というケースと比較し，農業は場所が離れたり，集団化がある

	にせよ、時間的な融通性があるのでは、という視点で、居宅内と同様、居宅外より 1 点下げた基準で作成した。
会長	企業等のように、何時出勤何時退社という拘束のされ方と比べ、農業の場合、時間的にゆとりがある。学生が農村地帯の保育園に実習に行くと 3 時頃に実習が終わる、という場合もあり、拘束時間の違いは確かにある。 また、農業形態や何を作っているかによっても違う。
杵渕委員	形態を加味した上で、説明できれば良いと思う。会社組織になっている農業形態もあり、今後それは進んでいく。
会長	確かに息子夫婦が離れて住んでいて、祖父母のいる農地に通勤するというケースもある。事務局の方で説明できるような形を考えてももらいたい。
会長	他になければ居宅内労働について、事務局から説明をお願いする。 (事務局より説明)
斎藤委員	農業の場合、農繁期と農閑期の差が大きいと思うが。
事務局	農業も自営業と同様、申立書に勤務日数や時間を記載する。作付け面積や作物など具体的に記入できるようになっている。基本的には就労時間で見ているが、作物や面積も見た上で、指数化していきたい。
斎藤委員	年平均での時間という形になるのか。
事務局	そうなる。
会長	合併したときに、2町（河内・上河内町）では農業従事者が多いか。また 2 町に待機児童はいるか。
事務局	上河内町では 2 割はいかない。河内町はあまり多くない。待機児童はいない。
会長	他に質問がなければ、出産・疾病・障害について事務局から説明を。 (事務局より説明)
直井委員	現行基準とどのようなところが違ってくるのか。
事務局	障害を具体的にし、できるだけわかり易い表示にしている。障害の手帳の等級で、従来より細かく指数化した。

本間委員	出産が理由で入所している人は毎年、延べでどの程度か。
事務局	月に1、2件である。
会長	普段専業主婦の方で出産など特別な時だけ預けたい、というわけか。
事務局	そうなる。出産について、切迫流産などは疾病扱いとしている。ここでいう出産は通常分娩を指す。
直井委員	現在一時保育制度を希望するケースの中で、出産前後の利用の希望が多い。入所の申請から決定までに時間がかかることから、申請が億劫で通常の形で預けないケースも多いと思う。一時保育については事務局から説明を。
事務局	一時保育は通常の保育所入所基準ではなく、保護者と一時保育実施園との直接の契約になる。民間保育園の自主事業で、全ての園で実施しているわけではない。出産とか短期的なものは、一時保育といった他の福祉サービスということも考えられる。
直井委員	一時保育は保育園にとっては大変な負担がある。部屋の大きさや保育士の配置などがあるため、希望者全て受け入れられる状況はない。
会長	精神障害者保健福祉手帳は3級までか
事務局	3級まである。
杵渕委員	障害の入所はどのくらいあるのか
事務局	身体障害者の方について、年に数件ある。
杵渕委員	一時的に預かる場合、緊急的に預かることができるシステムを充実させる方法を考える必要性もあるように思う。一時保育は定員がいっぱいの場合、職員を増やさなければ受け入れられない、ということか。
直井委員	そうなる。
杵渕委員	入所基準とは別の話だが、そこをカバーしていくかないと出産に対応しきれないのではないか。
事務局	障害での入所は稀であるが、精神性疾患は申請が増えている。

加藤委員	療育手帳の A1, A2 が 10 点で, B1, B2 は 8 点になっている。知る限りでは結婚生活を継続するのは A1, A2 よりも B1, B2 の方が多いケースであり、増えている。「障害についての個々の状態を精査し」という曖昧な表現なので、これから増えてくる人に対して不安がある。
事務局	手帳ももちろんだが、窓口の申請時の状況で個別に判断もしている。
会長	子どもではなく保護者の状態で、ということだが、婚姻の可能性としては、可能性の高い方から言うと、B2, B1 だろうか。
事務局	現実的には B1, B2 の方が保育所利用の可能性があるということであれば、総合的に判断していくことになる。
会長	他の手帳の等級にも関わってくると思う。現実に即して考えた時に、点数を全体的にひっくり返すという必要はないか。
事務局	現実的に保育所の入所において、B1, B2 の利用の可能性が高く、A1, A2 は該当が少ない、ということならば、指数も変えていく必要があると思う。その辺については、今の意見を受けながら、再度検討していきたい。
会長	親から相談を受ける場合も障害の軽い人の方が、結婚させたい、という話は多い。検討してもらいたい。他になければ介護について事務局から説明を。 (事務局から説明)
杵渕委員	同居していない親族の介護の場合どうなるか。
事務局	条例で同居の親族とあるので同居が前提である。
直井委員	同居以外では絶対駄目なのか。
事務局	近隣に住んでいるという場合において、施設の付き添いでみていくか、ということになる。
杵渕委員	自分の親が別の市町村に住み、介護する人がおらず、こちらから行って介護をする場合どうするか。近隣ならいい、遠くはだめ、とは言えないでの、同居のみなのであれば、同居以外は対象にならないと、線引きした方がよいと思う。
会長	入所基準では同居が前提か。
杵渕委員	それならば同居しかない。

本間委員	施設等の付き添いとはどのようなことを指すか。
事務局	病院の入院中の付き添いやリハビリテーションセンターの付き添い、また養護学校においても、一定期間保護者の付き添いが必要な場合がある。
直井委員	実際こういったケースは多いと思う。居宅内労働と一緒にすると点数が低くないか。大変困っていると思うので、介護はもう少し高くてもいいと思う。施設等の付き添いであっても子どもを連れて付き添いはできないと思う。
杵渕委員	となると施設等の付き添いを細分化してはどうか。
本間委員	付き添いの方も時間換算ということか。拘束時間で見るから居宅内と同じで、ということになるのか。
事務局	そうなる。
会長	全介護が1番長いから、という感じでフルタイマーと同じ10点になる、ということか。
本間委員	居宅内労働は10点がない。10点がつくと全介護と同じ扱いである。拘束時間によって並べている、ということであれば居宅外の基準を準用すべきではないか。
事務局	案を作るにあたり、介護については拘束時間に融通があるとした方がよいか、ということで居宅内としたが、委員の皆さんのご意見を伺いたい。
会長	保育園児ではなく、養護学校の場合に遭遇し、遠い人は宇都宮でパートを見つけ、子どもが学校に行っている間、パートをして時間をつぶし、帰りの時間に合わせパートを切り上げる、というのが多かった。また小学校低学年の子どもがいて、上の子が市外の養護学校に通っているというケースがあった。叔母が養護学校の送迎をし、母が小学校低学年の子どもを送り出してから仕事に行く、というケースがあった。障害のある子の場合大変だと思う。
事務局	送迎とパートということになると、パートと介護を合わせた指数となる。
会長	居宅内か、居宅外か、事務局も悩んだようだが、委員はどう考えるか。
本間委員	10点の点数がついていなくても、特別な配慮というのは必ずついてくるので10点になることもあり得ると思うが、最初から10点があってもいいのではないかと思う。

齋藤委員	施設に介護に行くということは、家にいないということであり、子どもと物理的に接触できない状態である。重度の親の介護であっても1時間まるっきり働きっぱなしではなく、子どもと過ごす時間も取れると思う。施設で付き添いという場合は10点でもいいと思う。預ける子どもにとってみれば、母親と離れる頻度は絶対的に離れることになるので、10点があった方がバランス的にいいように思う。
杵渕委員	こういったケースの利用頻度はどの程度か
事務局	施設の介護という理由での申請は年に10件前後になる
会長	そういう状況にある方がハンディキャップを背負わない基準ということであれば、勘案するというよりは点数評価するという形も可能かと思う。
事務局	この後調整指数の説明をしていくことになる。それぞれの状況によって個別状況を配慮していくという点数である。居宅内適用で10点がつかなくとも、その個別状況の調整点を加えることで10点にするというのも可能かと思う。
会長	委員の皆さんどうか（異議なし） その他なければ就学について事務局から説明を (事務局より説明)
会長	細分化され、居宅外労働が適用されるということだが、委員から意見を (異議なし) 調整指数について事務局から説明を (事務局より説明)
直井委員	現行の調整指数を随分廃止するようだが、新指数にまとめられているのか。それとも意味がないので廃止になっているのか。
事務局	新しい調整指数の考え方であるが、保育に欠ける状況についてまず基準表で見ていく。その他配慮していくべき事を新しい調整指数で見ていく。 例えば親類に預けている、職場の託児所を利用している場合、現行ではプラスとしていたが、現在どのような状況かまで調整すべきか、本来配慮すべきことはどのようなことかを考えた。その中で福祉的配慮、養育環境への配慮の二つに分け、それ以外必要と思われるものをその他としてあげた。
会長	委員どう考えるか
安納委員	希望する保育所に兄弟が入所している場合の調整点だが、母親としては兄弟

	別々に送迎るのは大変なので、1点ではなく2点くらいあげてもいいと思う。
直井委員	そう思う。朝2ヶ所の保育園に預けて仕事に行くのは大変な方もいる。
会長	別々になるケースは多いのか。
事務局	若干の期間そういうケースはある。基本的には一緒に、という形で施設側にもお願いしながらやっているので、別々になる期間は比較的短期間である。
安納委員	それでも点数をあげたほうがよいと思う。
事務局	点数をあげても枠がなく入れない場合もある。
会長	1点あげても入れない可能性もかなりあり得るが、どうか。
直井委員	実際そういうケースが多いと思う。同じように並んだ時に1点でも高ければいい、と思う。
事務局	乳児保育園からの転園について、同じように1点となっているので、バランスを考えていく必要も出てくる。
会長	兄弟入所の点数をあげるのであれば、乳児保育園の卒園に伴う転園の点数も上げなければいけないだろう。 高齢者の施設でも同様に夫婦別々に入所になるケースがある。難しいところだ。
齋藤委員	上の子が入っている場合点数をあげるということは、2番目の子が入るときに優先的に入所ということだと思うが、二人とも入っていない子が希望した時にうちの子は二人とも入っていないのに、という思いが出てくると思う。あまりバランスを崩しても説明がつきにくい。1点がいいようにも思えるが。
事務局	あくまで基準表が基本であり、調整指数はさらに差をつけたほうがいいという場合のものである。
会長	委員からどうか
鎌倉委員	1点で良いと思う。
本間委員	保育料未納者についての調整点であるが、払えない状況かを把握する必要があると思う。

事務局	保育料未納の調整点について、分割など納付の相談に乗っているが、まったく相談がない場合や約束をしたけれど履行されない場合などを未納者の調整点の適用としているので、相談などがある場合はこの対象にはならない。
会長	この部分はこれで十分説明しうるよう思う。これで良いか。 (異議なし) 先ほどの兄弟入所の調整点については1点を加点するか、というところで、案のままでいいという意見がでた。分科会としての意見はどうか。
鎌倉委員ほか	加点しなくとも良いと思う。
会長	他にあるか。 合計指數が同点だった時に福祉的配慮とか緊急性については総合的に判断することによいのか。
事務局	従来も最初に基準表の点の高い方で見ている。それで指數に差がつかない場合に調整指數で福祉的配慮を養育環境への配慮より上としている。さらに差がつかない場合、総合的に判断している。
会長	新基準について一通り協議したが、この後答申案を作成するにあたり委員から意見があるか。
直井委員	新基準に従ってシュミレーションをしてみて、今までの基準とどう違うかを判断していくと良いと思う。
会長	分科会でシュミレーションというのはできないことなので、次回までに事務局でシュミレーションをしてもらえるか。
事務局	12月の選考があるので、その中で新基準の指數を使ったものでも実際のケースに合わせて仮という形でやったみたい。
会長	事務局で次回までに作成してもらい、若干変動が出るかもしれないが、特段問題がなければ答申案にまとめるということでいいか。 (異議なし) その他委員から意見はあるか (なし) 事務局から何かあるか
事務局	最初に出た農業についての議論があったが、農業の形態が様々だが、居宅内を適用するにあっては、個人農業、自宅で農業をやっている場合は一定裁量があ

	<p>るということで、居宅内の基準を使い、法人化される場合や集団化した場合は居宅外の自営という対応ができると思うがいかがか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>その他意見はないか</p> <p>(質問なし)</p>
	<p>会議次第「3 閉会」</p>